定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年八月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年八月十二日

青森市浪館前田四丁目四番一二号

青森市タクシー共通チケット株式会社

代表取締役　珍田　裕之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年八月十二日

埼玉県越谷市越ヶ谷五丁目一番一九号

吉野電化工業株式会社

代表取締役　吉野　寛治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年八月十八日当社が発行する株式すべてに係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議を行うので、可決された場合当該定款変更は平成二十一年八月二十七日に効力が発生しますので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年八月十二日

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二五番二号

株式会社アスク

代表取締役　土田　啓展

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年八月十二日

京都市下京区室町通高辻角繁昌町三一〇番地

田中久株式会社

代表取締役　田中　正道

合併につき株券等提出公告

当社は、新生ビジネスサービス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年八月十二日

東京都品川区上大崎二丁目一三番三〇号

長和建物株式会社

代表取締役　岸　政昭

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である竹下正生が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月十二日

東京都港区芝公園一丁目三番一〇号ハリファックス芝ビル

マネングコーポレイション

日本における代表者　竹下　正生

限定承認公告

本籍福島県会津若松市住吉町三五八番地、最後の住所福島県会津若松市建福寺前二番一〇号

被相続人　亡　板橋　幸輔

右被相続人は平成二十年十一月十二日死亡し、その相続人は平成二十一年五月二十二日福島家庭裁判所会津若松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十二日

福島県河沼郡会津坂下町大字羽林字柳ノ内六七番地

相続財産管理人　板橋　幸彦

限定承認公告

本籍長野県松本市寿台一丁目四番、最後の住所長野県松本市寿台一丁目四番七号市営住宅六五号

被相続人　亡　西脇　芳弘

右被相続人は平成二十一年二月十一日死亡し、その相続人は平成二十一年七月三十日長野家庭裁判所松本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十二日

長野県松本市寿台一丁目四番七号市営住宅六五号

相続財産管理人　西脇　満

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月一日の総社員の同意により、名称を一般社団法人本郷本座に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月十二日

福岡県みやま市瀬高町本郷八一二番地

無限責任中間法人本郷本座

代表社員　葉玉　政治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千五百万円減少し、金二十七億三千五百二十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年九月十四日であり、社員総会の決議は平成二十一年八月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十年十月十五日

掲載頁　一二七頁（号外第二二五号）

平成二十一年八月十二日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ユーディーエイチ特定目的会社

取締役　石田　泉

訂正公告

平成二十一年七月三十日掲載の合併公告中、乙の住所「東京都大田区西蒲田七丁目四番四号」とあるは「川崎市川崎区砂子二丁目三番一二号」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年八月十二日

東京都千代田区外神田三丁目一三番五号

（甲）株式会社たちばな書店

代表取締役　吉岡　克郎

川崎市川崎区砂子二丁目三番一二号

（乙）有限会社新新舎

代表取締役　中村　新吉

取消公告

平成二十一年七月十四日（本紙第五一一二号）三十二頁に掲載の当社の優先資本金の額の減少公告は、当該減資にかかる取締役の決定が撤回されたため、取消します。

平成二十一年八月十二日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

中央ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

取消公告

平成二十一年五月二十九日（第五〇八〇号）掲載の新設分割公告は取消します。

平成二十一年八月十二日

東京都中央区京橋二丁目四番一二号

株式会社ユーティライズ

代表取締役　太田　和人

正誤

ページ	段	行	誤	正
八三		終りから三	「翌期繰越額　(24)」	「翌期繰越額　(24)」
			(22)―(23)	(22)―(23)
九一		〃	〃	「租税特別措置法第68条の12第2項若しくは第3項」を「租税特別措置法第68条の12第2項又は第3項」
		〃	「若しくは第3項」を「又は第3項」	

平成二十一年六月二十六日（号外第百三十五号）公布財務省令第四十六号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三	一	終りから八～三	平成二十一年七月十五日公布厚生労働省令第百二十九号（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令） （原稿誤り） と、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第百六十条	と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百六十条

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十二日付第一六九号九月十九日付衆会第四一号五

六ページ●同日付政府調達第一四七号　一二ページ●六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）